

### ③育児時短就業給付金

**支給対象者** 次の(3-1)①・②の要件をいずれも満たす方が対象です。

#### (3-1)受給資格と各月の支給要件

1. 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者(注1)であること
2. 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間(注3)が12か月あること

加えて、次の3~6の要件をすべて満たす月について支給します。

3. 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者(注1)である月
4. 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
5. 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
6. 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

(注1)雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2)育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3)賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

#### (3-2)支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。

ただし、育児時短就業開始時の賃金水準(注4)を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の1~3の場合、給付金は支給されません。

1. 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準(注4)と比べて低下していないとき
2. 支給対象月(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額(注5)以上であるとき
3. 支給額が最低限度額(注6)以下であるとき

(注4)原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5)「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6)「最低限度額」:2,295 円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

※ 経過措置(2025 年 4 月以前から時短就業をされている方)

2025 年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は, 2025 年4月1日を育児時短就業の開始日とみなして, 申請をすることができます。